

トライアングル

2014.10

【改正フロン回収・破壊法について】

平成 25 年 6 月 12 日に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同年 9 月より一部施行（第一種フロン類再生業の許可申請が開始）されています。現在、平成 27 年 4 月 1 日の全面施行に向けて、環境省及び経済産業省において関連省令や告示、指針等の整備を行っているところです。全面施行後は、法律名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められ、現在の第一種フロン類回収業に加えて充填業も登録制となります。また、第一種特定製品管理者（以下、「管理者」という。）による点検の実施、漏えい量の報告などが義務づけられることとなります。

ここでは、主に充填・回収業者に係る追加内容や管理者の義務などについて、ご紹介します。

1 フロン類の充填に係る事項

(1) 充填業の登録制の導入について

第一種特定製品（以下、「特定製品」という。）の整備時におけるフロン類充填行為の適正化のため、充填行為を業規制の対象とするものです。現行法の「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者（以下、「充填回収業者」という。）」と改め、都道府県知事の登録制となります。

（※現在、回収業者として県の登録を受けている方は、自動的に充填回収業者へ移行される予定です。）

(2) 充填に関する基準について

充填回収業者が特定製品にフロン類の充填を行う際には、下表に示す①～⑦の基準に従って行う必要があります。

No.	基準
①	フロン類の充填に先立ち、特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録を確認すること。また、外観目視検査等により、以下について確認すること。 ・ フロン類の漏えいの有無（漏えいを確認した場合は、修理の実施の有無） ・ フロン類の漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその兆候の有無（故障等を確認した場合は、当該故障等の点検及び修理の実施の有無）
②	①の確認方法及びその結果等について、管理者及び整備者に伝えること。
③	①の確認の結果、漏えいを確認した場合は修理等により漏えいが生じなくなったことが確認できるまで、フロン類を充填しないこと。（※例外規定あり）
④	充填しようとしているフロン類の種類が、特定製品に表示されているフロン類と適合していることを確認すること。
⑤	充填時のフロン類の大気中への漏えいを防止するよう適切な措置を講ずること。
⑥	過充填の防止その他使用時におけるフロン類の大気中への漏えいを惹起するおそれがないよう適切な充填を行うこと。
⑦	フロン類の充填について、十分な知見を有する者が、自ら充填を行うこと。もしくは立ち会うこと。

(3) 充填証明書の発行について

後述する特定製品の管理者によるフロン類算定漏えい量等の報告が適切に実施されるよう、充填回収業者が特定製品の整備時にフロン類を充填した場合は、管理者に対して充填証明書を交付する必要があります。同様に、特定製品に充填されているフロン類の回収を行った際には回収証明書を交付する必要があります。

2 管理者に係る事項

特定製品の使用段階で相当量のフロン類の漏えいが生じていることから、管理者による特定製品の管理の適正化を推進することにより、漏えいを防止することを目的として追加されます。

(1) 管理者の解釈について

改正法において、管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者」と定義されており、当該製品の所有権の有無もしくは管理権限の有無によって判断されます。下表に具体例を示します。

所有及び管理の形態 (例)	「管理者」となる者
自己所有／自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 (リース／レンタル製品等)	当該製品のリース／レンタル契約において、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者
自己所有でない場合 (ビル・建物等に設置された製品で、 入居者が管理しないもの等)	当該製品を所有・管理する者（ビル・建物等のオーナー）

(2) 簡易定期点検について

対 象：全ての第一種特定製品

頻 度：四半期に一回以上

実施者：制限なし

内 容：[エアコンディショナー]

- ・フロン類の漏えいの兆候（製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油しみ、熱交換器の霜付き等）の有無を確認

[冷蔵機器及び冷凍機器]

- ・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度
- ・フロン類の漏えいの兆候（製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油しみ、熱交換器の霜付き等）の有無を確認

(3) 定期点検について

対 象：圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kW以上のエアコンディショナー
圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kW以上の冷蔵機器及び冷凍機器

頻 度：下表のとおり

製品区分	区分	点検の頻度
エアコンディショナー	圧縮機に用いられている原動機の定格出力が50kW以上の機器	1年に1回以上
	圧縮機に用いられている原動機の定格出力が7.5kW以上50kW未満の機器	3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器	圧縮機に用いられている原動機の定格出力が7.5kW以上の機器	1年に1回以上

実施者：十分な知見を有する者が自ら行う、もしくは立ち会うこと。

内 容：・フロン類の漏えいの兆候（製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油しみ、熱交換器の霜付き等）の有無を確認

- ・上記確認の結果、漏えい箇所が概ね特定できる場合には、直接法（発泡液法等）により点検を実施。その他の場合には、直接法又は間接法（圧力等を測定し、平常時と比較する方法）を組み合わせた方法により点検を行う。

(4) 算定漏えい量報告について

算定漏えい量が1000t-CO₂を超える事業者は、事業所管大臣へ報告が必要となります。

【兵庫県の平成 25 年度業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果（速報値）】

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（「フロン回収・破壊法」）に基づく、第一種フロン類回収業者からの回収量等に関する報告書を集計した結果、兵庫県分の集計結果（速報値）は次のとおりとなりました。

[回収量及び回収台数について]

平成 25 年度に回収されたフロン類の量は 246,571kg（対前年度比 58,872kg 増）、回収された業務用冷凍空調機器の台数は、141,228 台（11,414 台増）となっており、平成 14 年度の集計開始以来、回収量、回収台数ともに、最も多くなっています（表 1）。

表 1 兵庫県下における第一種フロン類回収量及び回収台数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
回収量 (kg)	78,668	83,810	87,057	102,673	99,898	143,882	165,679	143,827	160,361	154,636	187,699	246,571
台数 (台)	48,683	62,346	70,436	79,941	67,770	82,338	92,225	86,706	80,825	80,677	129,814	141,228

廃棄時・整備時別にみると、廃棄時の回収量は前年度比で 39.4% 増と大幅に増加、回収台数は 9.3% 増となっています。また、整備時の回収量は前年度と比べて 12.9% 増となっており、回収台数は 1.9% 増で微増となっています。（図 1）

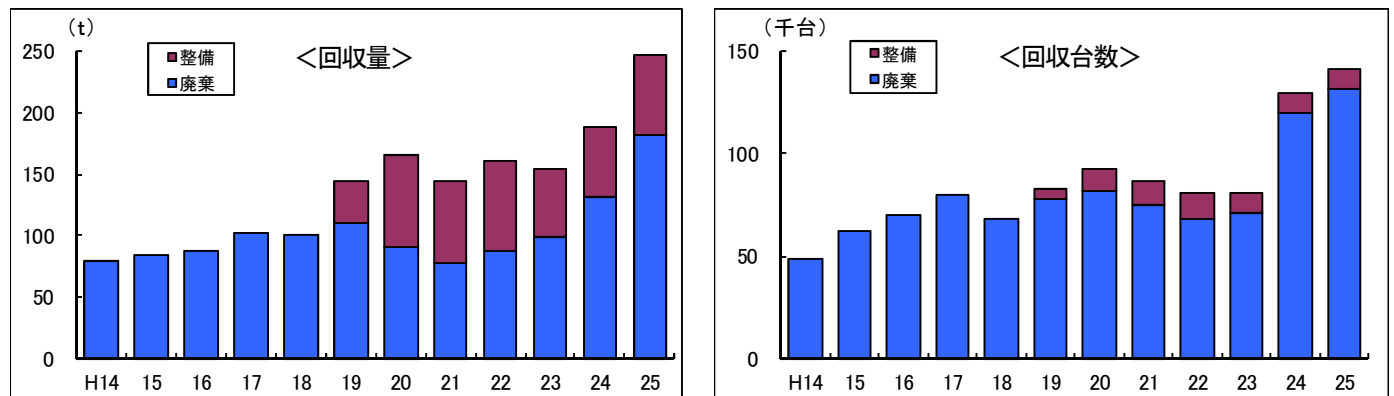


図 1 兵庫県下における第一種フロン類回収量及び台数の推移（廃棄時・整備時別）

冷媒の種類別の回収量では、CFCとHFCが昨年度から大幅に増加（CFCで前年比約 3.6 倍、HFCで約 1.9 倍増加）しています。HCFCは、ほぼ横ばいでした。（図 2）

一方、回収台数についてみると、CFC及びHCFCは、前年度を下回っているのに対し、HFCは約 1 割増加しています。（図 3）

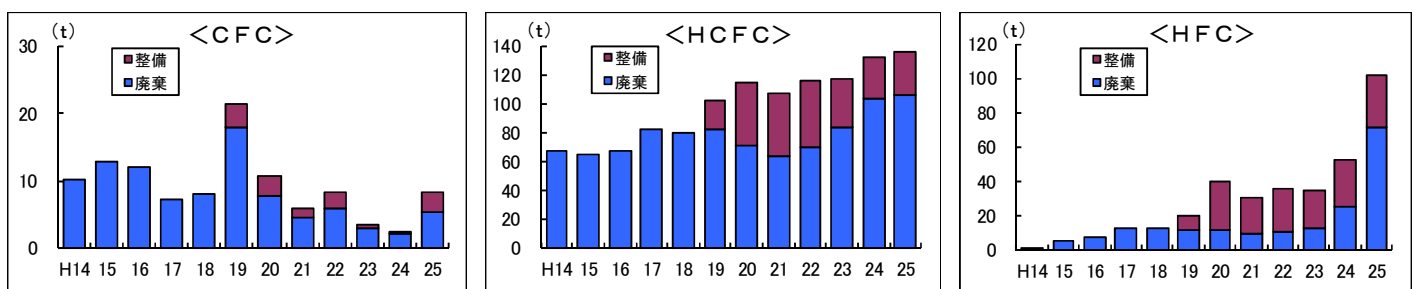


図 2 兵庫県下における第一種フロン類回収量の推移（冷媒の種類別）

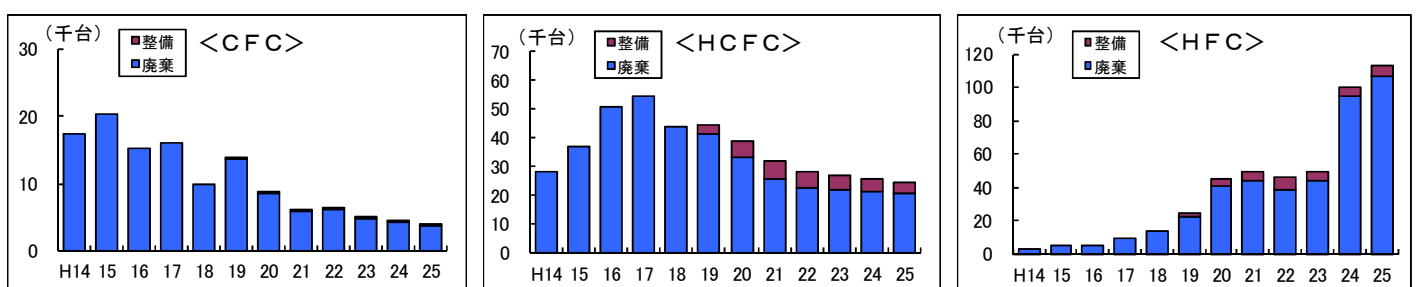


図 3 兵庫県下における第一種フロン類回収台数の推移（冷媒の種類別）

【第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）充填・回収・処理技術講習会の開催について】

本協議会会員を対象とした技術講習会を県下3会場で開催します。

今年度の講習会は、改正フロン法に対応するようメニューの見直しを行い、講習時間を半日から1日に変更して実施します。例年実施しているメニューに加えて、「フロン類の充填に関する内容（実機演習を含む）」や「フロン類と高圧ガス保安法の関係」などを追加しています。また、改正フロン法についても改めてご説明する予定としています。ぜひ、ご参加ください（参加申込みは、事務局までお願いします）。

1 開催日時及び会場

(1) 神戸地域

日時：平成26年11月21日（金）10:30～16:30 会場：三宮グランドビルディング（神戸市中央区）

(2) 姫路地域

日時：平成26年12月5日（金）10:30～16:30 会場：県立姫路労働会館（姫路市）

(3) 阪神地域

日時：平成26年12月15日（月）10:30～16:30 会場：尼崎リサーチインキュベーションセンター（尼崎市）

2 講習内容

- (1) フロン類と地球環境問題
- (2) フロン法の概要と法改法
- (3) フロン類と高圧ガス保安法
- (4) フロン類の充填・回収・処理技術
- (5) 漏えい防止と漏えい点検・修理の基礎知識
- (6) 充填・回収・点検に係る実機講習



【冷媒フロン類取扱技術者講習会について】

改正フロン法では、管理者に平常における簡易点検及び定期点検が義務づけられることとなっています。簡易点検は、全ての第一種特定製品を対象としており、点検実施者に制限はありません。一方、定期点検は、圧縮機に用いられる原動機の出力が7.5kW以上の機器を対象としており、点検は「十分な知見を有する者」が自ら行う（もしくは立ち会う）こととされています。

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（以下、「日設連」）や（一社）日本冷媒・環境保全機構（以下、「JRECO」）が認定する冷媒フロン類取扱技術者は、「十分な知見を有する者」に該当し、上記の定期点検を行うことができる見通しです。

<参考：今年度講習会開催予定>

【第一種（全ての空調、冷凍冷蔵機器に関する点検・回収・充填の知見を有する者）】

開催日程	開催都市	会場名	定員	主催者	連絡先・申込先
H26. 12. 11 (木)	大阪府堺市	ダイン工業(株) 大阪研修所	24名	ダイン工業(株) 研修部	072-252-1185
H27. 2. 20 (金)	大阪府堺市	ダイン工業(株) 大阪研修所	24名	ダイン工業(株) 研修部	072-252-1185
H27. 3. 17 (木)	大阪府吹田市	三菱電機(株) テクノスクール大阪	20名	三菱電機(株) 住環境営業技術研修センター	03-5798-2167

【第二種（全ての空調、冷凍冷蔵機器に関する回収の、一定規模以下の機器に関する点検・充填の知見を有する者）】

開催日程	開催都市	会場名	定員	主催者	連絡先・申込先
H26. 12. 11 (木)	大阪府大阪市	エル・おおさか	70名	(一社) 近畿冷凍空調工業会	06-6233-3201

詳細は日設連及び JRECO の HP で確認ください。

日設連：http://www.jarac.or.jp/business/cfc_leak/ JRECO：http://www.jreco.or.jp/2shu_shikaku.html

トライアングル 第54号

～県民・事業者・行政が一体となって～

発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁水大気課内）

TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966 URL. <http://www.hardoc.org>

